

新旧対照表

改正案	現行
<p>附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、別表 2 の 1 (1) から (6)、3 (1) から (4)、4 (1) から (3) について、それぞれの所定単位数の 1001/1000 に相当する単位数を算定する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 <u>この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>附則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、令和 3 年 9 月 30 日までの間は、別表 2 の 1 (1) から (6)、3 (1) から (4)、4 (1) から (3) について、それぞれの所定単位数の 1001/1000 に相当する単位数を算定する。</p> <p>附則 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>—</p> <hr/>

別表 2

略

1 予防専門型訪問サービス費

略

(1)～(10) 略

(11)介護職員等ベースアップ等支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年告示第 95 号）第 4 号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型訪問サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型訪問サービスを行った場合は、(1)から(8)までにより算定した単位数の 1000 分の 24 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

略

3 予防専門型通所サービス費

略

(1)～(19) 略

(20)介護職員等ベースアップ等支援加算

別に厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年告示第 95 号）第 4 号に規定する基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た予防専門型通所サービス指定事業所が、利用者に対し、予防専門型通所サービスを行った場合は、(1)から(17)までにより算定した単位数の 1000 分の 11 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

別表 2

略

1 予防専門型訪問サービス費

略

(1)～(10) 略

(新設)

略

3 予防専門型通所サービス費

略

(1)～(19) 略

(新設)